

通 商 産 業 省

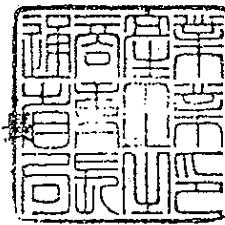
47重局第559号

昭和47年8月3日

日本自転車振興会会長 殿

4

通商産業省重工業局長



競輪公正安全中央委員会の決定事項について

不正防止のための措置の強化について、去る7月24日の競輪公正安全中央委員会において別添のとおり決定がなされたことはご承知のとおりであります。

各関係団体としては、本決定の趣旨を十分理解するとともに、早急に具体的措置の推進を図り、競輪の公正安全確保に一層の努力を傾注されるようお願いします。

不正競走防止のための措置の強化について

昭和47年7月24日

競輪公正安全中央委員会

最近、警視庁における暴力団の取締りに関連して、自転車競技法違反容疑により、競輪選手が多数逮捕される事件が発生した。事件の内容については、現在なお捜査が進行中であり、これが明らかになるためには、いましばらくの時間の経過を待たなければならぬが、競輪の社会的地位および特質からいつて、かかる事件が発生し、多くの競輪ファンおよび世間一般に疑惑の念を抱かせたこと自体極めて遺憾なことといわなければならぬ。

公正安全の確保は、競輪実施の基本であり、これを守るためには、これまで種々の努力が積み重ねられてきたところであるが、それにもかかわらず、なお、このような不祥事件が繰返されることについて関係者としてあらためて姿勢を正し、それぞれの守備範囲に応じ或いは相互に協力し、今後かかる事件の絶滅を期して一層の努力を傾注しなければならぬ。

このため、従来の不正防止のための諸対策に加え、当面早急に次の諸対策を講ずることが必要である。

1. 不正容疑に関連する情報の把握および収集伝達体制の強化

イ 不正競走事実を有効に把握、摘発するため、自転車競技会は従来のレースに対する監察の厳正実施を図るほか、新たに施行者、自転車競技会、日本競輪選手会の三者の協力によるレースの総合的再検討制度を実施する。このため毎日の最終レース終了後、各レースについて、レース展開、異常売上げの有無、場内の動静等を総合的に分析検討し、その結果を記録するとともに、各開催ごとにこれをとりまとめて府県別情報委員会に報告するものとする。

ロ 競走の公正安全を阻害する事実に関する情報の収集をさらに一層強化するため日本自転車振興会の専門調査員を拡充する。

さらに必要と認められる場合は、競馬保安協会にならつた強力な専門調査機関の設置を検討する。

ハ 日本競輪選手会においても、組織の内部において、選手の不正行為の摘発、不明朗な情報の収集等に関する自主的体制の整備、強化を図る。

ニ 不正競走防止のため新たに府県別および中央に情報委員会を設け、毎月定例的に各関係者において把握した不正容疑に関連する情報の交換および審査を行なう。

2. 不適正選手の排除

イ 施行者は、中央の情報委員会における審議の結果を勘案し、競輪の公正安全確保の見地から出場に問題のある選手との出場契約の締結に当たつて、慎重に対処するものとする。

なお、日本自転車振興会は、中央の情報委員会における審議結果を勘案し、必要と認めるときは業務規程に基づく登録消除、あつせん停止、あつせん保留等の措置を講ずるものとする。

ロ 日本競輪選手会において綱紀審議委員会を設ける等により不適正選手を排除するための自主的措置を強化する。

3. 不正行為防止のための施設の改善

通商産業局を含む関係者から成る調査団を組織し、競輪場の施設の総合的再検討を行ないその結果に基づき必要がある場合は不正行為防止のための施設の改善をすみやかに実施する。

4. 選手の養成・指導の強化

イ 日本自転車振興会の競輪学校の教育期間の延長について検討する。

ロ 新人選手に関し、競輪学校卒業後のアフタケアとして特

別の生活指導を行なう制度を検討する。

ハ 選手会組織に関し指導員等を中心とした組織化の推進等により、選手の日常生活の掌握、指導体制を整備するとともに指導員に対する教育を強化し、その資質の向上を図る。

さらに必要と認められる場合は、各関係者の相互協力を求めて専門の選手掌握組織をつくることを検討する。